

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する
面談

2. 日 時：令和5年12月26日（火）16：05～16：45

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（対面及びTV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、菅生管理官補佐、島田総括係長
有吉総括係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 郡司 本部長代理 他4名

5. 要 旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、機構
における組織改正の方針について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

- ・令和6年度から組織を改正する方針とのことだが、組織改正に伴い、保安規定
の変更認可申請を出す方針であることも理解した。機構の安全管理体制などこ
れまでの体制から大きく変わる模様であり、審査に要する期間も必要となるこ
とから、準備が整い次第速やかに申請してもらいたい。
- ・本件に係る申請については、機構組織全体に関係するので、廃止措置中の施設
も含め機構の各試験炉、研開炉、令41条該当使用施設の保安規定を合わせて
審査会合で審査することになると考えられる。審査会合では、本件改正によっ
て、何が変わって、何が良くなり、何が強化されるのか、はっきりとわかるよ
うに説明できるよう申請準備をしてもらいたい。
- ・今回やろうとしている組織改正の内容は、既許可の保安のための業務に係る品
質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更のない範囲で行う方針である
と理解した。念のため、組織改正に伴う既許可の変更の要否について再確認し、
変更不要であることが明確に判断できないところがあれば、早めにこちらに行
政相談をすること。その結果、設置変更許可申請が必要になった場合には、先
に設置変更許可を取得した上で、保安規定の変更を行う必要があることを認識
しておくこと。

○機構から、承知した旨の回答があった。

6. 配布資料

資料 原子力機構における組織改正の方針について（案）